

証券コード9331

2023年11月10日

(電子提供措置の開始日 2023年11月7日)

株 主 各 位

宮崎県西都市鹿野田11365番地1

株 式 会 社 キ ャ ス タ ー

代表取締役 中 川 祥 太

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」の順に選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://caster.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できなかった場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、キャスター又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧下さいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第9期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討下さいますと、後述のご案内に従って**2023年11月28日（火曜日）午後6時まで**に議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時00分
- 2 場 所 東京都渋谷区道玄坂2-6-17 渋東タワー
AP渋谷道玄坂 11階 会議室（Iルーム及びJルーム）
- 3 目的事項
報告事項
第9期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役5名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送下さい。議案につき賛否が表示されていない場合には賛成としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~

◎本総会におきましては、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により、株主総会に出席いただくことができます。

具体的な内容については、後記「バーチャル株主総会へのご出席のお願い」にてご案内しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://caster.co.jp/ir/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## バーチャル株主総会へのご出席のお願い

本総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル総会となります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、インターネット経由でのご出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、同サイト内より、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用下さい。

※インターネット経由でご出席される場合、以下の注意事項を必ずご一読下さい。

### 1. 株主総会配信日時

**2023年11月29日（水曜日） 午前10時から**

（午前9:30よりログインできます。予めログインしてお待ち下さい。）

### 2. 株主総会当日アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/caster-2023>



- ① 上記の URL を入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスして下さい。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項（「株主番号」「郵便番号」）を入力しログインして下さい。

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」を、必ずお手許にお控え下さい。

※ ご不明点に関しては、下記 URL よりヘルプページをご参照下さい。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

### 3. 株主総会当日の議決権行使及びご質問の方法

**[受付開始] 2023年11月29日（水曜日） 午前10時から**

- 議決権行使方法について  
配信画面下の「決議」ボタンより議案の賛否を全て選択し、ご入力完了しましたら「送信する」ボタンを押してご提出下さい。
- ご質問方法について  
配信画面下の「質問」ボタンより「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、質問内容を、議案の説明終了時まで150文字以内でご入力し「送信する」ボタンを押して下さい。

#### 4. 事前質問方法

[事前受付期間] 2023年11月10日（金曜日） から 2023年11月22日（水曜日）まで

接続先：[https://web.sharely.app/e/caster-2023/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/caster-2023/pre_question)



- ① 上記の URL を入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャル株主総会事前質問受付サイトにアクセスして下さい。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項（「株主番号」「郵便番号」）を入力しログインして下さい。

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」を、必ずお手許にお控え下さい。

※ ご不明点に関しては、下記 URL よりヘルプページをご参照下さい。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

- ③ 事前質問ページにアクセスしましたら、「議案を選択」から質問の対象となる議案を選び、質問内容を 150 文字以内でご入力し「送信する」ボタンを押して下さい。

以上

#### 注意事項

- インターネット経由にて議決権行使及びご質問が可能ですが、動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席下さい。また、当日の動議提案に対する賛否の表明もできませんので、動議の採決が必要になった場合は、インターネット出席者は棄権又は欠席として取扱うこととなりますので、あらかじめご了承下さい。
- 書面による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 代理人によるインターネットでの出席はできません。代理人にて本総会へ出席する場合は、株主様ご本人の議決権行使書及び委任状をもって本総会会場へ直接ご出席下さい。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承下さい。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する場合がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承下さい。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承下さい。

- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための映像撮影は、議長及び当社役員席のみとなっております。ご理解下さいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記 FAQ サイトを確認下さい。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役5名選任の件

当社の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------|---------------------|
| 1         | 【再任】<br>なかがわしやうた<br>中川 祥太<br>(1986年6月4日)                        | 2008年4月            | 自営業にて古着店を開店                                  | 60,000株             |
|           |                                                                 | 2011年1月            | 株式会社オプト入社（現 株式会社デジタルホールディングス）                |                     |
|           |                                                                 | 2012年4月            | イー・ガーディアン株式会社入社                              |                     |
|           |                                                                 | 2014年9月            | 当社創業 代表取締役就任（現任、現 代表取締役CEO）                  |                     |
|           |                                                                 | 2019年2月            | 株式会社ブルーマンデイ代表取締役就任（現任）                       |                     |
|           |                                                                 | 2020年9月            | 一般社団法人リモートワーカー協会理事就任（現任）                     |                     |
| 2         | 【再任】<br>ひらつか ゆうこ<br>平塚由布子<br>もりおか ゆうこ<br>(森岡由布子)<br>(1982年5月3日) | 2005年4月            | 株式会社ケーブルテレビ神戸入社                              | 0株                  |
|           |                                                                 | 2006年10月           | 株式会社リクルートスタッフィング入社                           |                     |
|           |                                                                 | 2008年2月            | イー・ガーディアン株式会社入社                              |                     |
|           |                                                                 | 2017年2月            | 当社入社                                         |                     |
|           |                                                                 | 2017年11月           | 当社取締役就任（現任、現 取締役C00）                         |                     |
|           |                                                                 | 2022年12月           | 当社新規事業部マネージャー就任（現任）                          |                     |
| 3         | 【再任・社外取締役】<br>ほんだひろゆき<br>本田浩之<br>(1960年10月30日)                  | 1984年4月            | 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社             | 8,240株              |
|           |                                                                 | 2000年4月            | 同社執行役員次世代事業開発担当就任                            |                     |
|           |                                                                 | 2003年4月            | 同社執行役員 兼 株式会社リクルートHRマーケティング（現 株式会社リクルートジョブズ） |                     |
|           |                                                                 |                    | 代表取締役社長就任                                    |                     |
|           |                                                                 | 2005年4月            | 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）取締役 兼 常務執行役員就任 |                     |
|           |                                                                 | 2005年4月            | 51job, Inc. Director 就任                      |                     |
|           |                                                                 | 2008年4月            | 同社取締役 兼 専務執行役員就任                             |                     |
|           |                                                                 | 2012年6月            | 同社顧問就任                                       |                     |
|           |                                                                 | 2013年4月            | 株式会社オルトプラス顧問就任                               |                     |

|   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |
|---|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|   |                                                             | <p>2013年7月 同社社外取締役就任</p> <p>2014年3月 株式会社ジーニー取締役就任</p> <p>2014年3月 株式会社リブセンス社外取締役就任</p> <p>2014年9月 Retty株式会社顧問就任</p> <p>2014年10月 株式会社ダブルスタンダード社外取締役就任</p> <p>2016年3月 TVISION INSIGHTS株式会社（現 REVISIO株式会社）社外取締役就任（現任）</p> <p>2017年12月 Retty株式会社社外取締役就任</p> <p>2022年11月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社エモーションテック社外取締役就任（現任）</p>                                                                                                                                                                                                                                 |    |
| 4 | <p>【再任・社外取締役】</p> <p>いしくらかずひろ<br/>石倉孝彦<br/>(1980年7月10日)</p> | <p>2005年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2012年7月 石倉公認会計士事務所代表社員就任（現任）</p> <p>2012年7月 株式会社ジオンコンサルティング取締役就任</p> <p>2013年12月 株式会社アカツキ入社</p> <p>2014年6月 同社監査役就任</p> <p>2015年3月 株式会社3 ミニッツ取締役 CFO 兼経営管理部長就任</p> <p>2018年10月 株式会社 LIFE CREATE 取締役（現任）</p> <p>2018年11月 Investment&amp;Co-Creation 担当執行役員就任</p> <p>2018年11月 株式会社 WARC 取締役就任（現任）</p> <p>2018年11月 当社監査役就任</p> <p>2020年10月 Now Do株式会社監査役就任（現任）</p> <p>2021年12月 SDFキャピタル株式会社取締役就任（現任）</p> <p>2022年1月 株式会社Akatsuki Ventures代表取締役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社アカツキ取締役就任（現任）</p> <p>2022年11月 当社取締役就任（現任）</p> | 0株 |
| 5 | <p>【新任・社外取締役】</p> <p>いけむらたかお<br/>池村公男<br/>(1978年11月21日)</p> | <p>2002年5月 グッドウィル・グループ株式会社入社</p> <p>2005年8月 株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社</p> <p>2010年1月 ソールドアウト株式会社入社</p> <p>2013年4月 ソールドアウト株式会社執行役員 CFO 就任</p> <p>2014年3月 株式会社サーチャイフ（現 SO Technologies 株式会社）取締役就任</p> <p>2015年3月 株式会社グロウスギア（現 アンドデジタル株式会社）取締役就任</p> <p>2015年6月 株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役就任</p> <p>2016年3月 ソールドアウト株式会社取締役 CFO 就任</p> <p>2018年1月 株式会社テクロコ（現 SO Technologies 株式会社）取締役就任</p>                                                                                                                                                                      | 0株 |

|  |         |                   |  |
|--|---------|-------------------|--|
|  | 2020年4月 | 合同会社いちはく代表社員就任    |  |
|  | 2021年4月 | 株式会社康安取締役就任       |  |
|  | 2023年8月 | 株式会社康安代表取締役就任（現任） |  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平塚由布子氏は職務上の呼称を森岡由布子氏としております。
3. 本田浩之氏は社外取締役候補者であり、組織・人材マネジメント・企業経営における豊富な経験を有しております。これらを活かして独立した立場から経営全般の監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、本田浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 石倉孝彦氏は社外取締役候補者であり、公認会計士として財務会計に関する専門知識と豊富な経験を有しております。これらを活かして独立した立場から客観的・中立的に経営監視が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、石倉孝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 池村公男氏は社外取締役候補者であり、IT業界において経営者として長年に亘り経験を積まれており、管理部門及び経営企画部門における豊富な知識・経験を有しております。これらを活かして独立した立場から経営全般に監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、同氏の選任が承認された場合には、池村公男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
6. 当社は、本田浩之氏及び石倉孝彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、池村公男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約の締結を予定しております。
8. 当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、取締役候補者が当社取締役として選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

事業報告  
(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### 1 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況が一定の収束を見せ、2023年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」へと移行し、行動制限の緩和等により社会経済活動の持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかに回復しております。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー・原材料価格の高騰や、欧米諸国による政策金利の上昇に起因した急激な円安などによる物価上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が展開する事業を取り巻く環境としましては、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少により、企業における採用難の状況が発生しております。特に、「第40回ワークス大卒求人倍率調査」(出所：リクルートワークス研究所)によりますと、2024年3月卒業予定の大学生・大学院生を対象とした求人倍率について、倍率1倍前後で推移している従業員規模300人以上の企業と比べ、300人未満の中小企業における求人倍率は6.19倍と非常に高く推移しており、深刻な人材不足の状況が続いております。また、進行するインフレの影響を受け、2023年春季労使交渉における大手企業の賃上げ率は3.99%(前年比1.72%増)と高い水準で着地し、中小企業との賃金格差の拡大により、中小企業においては更なる人材不足の発生が懸念されております。

当社は、「リモートワークを当たり前にする」をミッションに掲げて創業し、日本において「リモートアシスタント」が認知されていない時期から、バックオフィス業務などをオンラインで代行するアシスタントサービス「CASTER BIZ」の提供を開始し、「リモートアシスタント」市場を形成してまいりましたが、このような労働者不足の影響から、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった人材不足を解消するための需要は底堅く、顧客企業のニーズに応える形でサービスの開発を続け、現在では10以上のサービスを提供するに至っております。

また、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業においてリモートワークの導入・活用が進み、地理的な制限を取り払った新しい働き方や採用活動が進むなど、出社を中心としたコロナ禍以前の働き方と比較して、新しい働き方・新しい生活様式(ニューノーマル)が広く浸透いたしました。行動制限の緩和に伴う出社要請など、コロナ禍以前のワークスタイルに回帰する企業も一定でてきており、リモートワークを維持したいという層から当社求人への問い合わせは増加傾向にあります。

このような環境下にあることから、当社を取り巻く環境としましては、需要と供給の両面で追い風の状況であり、2023年8月末時点のサービス導入企業数累計は約4,300社、従業員数は804人(臨時従業員含む)へと順調に拡大しております。

当事業年度においては、既存のコア事業であるWaaS事業の成長と、それにより創出された事業資金をもとに新規事業を企画・開発し、直近では既存事業の海外展開に注力しており、全社を通じて、積極的な広告投資、広告投資による事業成長にあわせた人員の採用を実施いたしました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高4,179,385千円(前年度比25.2%増)、営業利益2,925千円(前年度は162,762千円の営業損失)、経常利益18,476千円(前年度は161,784千円の経常損失)、当期純利益29,214千円(前年度は145,053千円の当期純損失)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(WaaS 事業)

WaaS 事業は、継続的な広告投資に伴う安定的な集客、営業努力による受注力の向上並びにセグメント拡大によるサービスラインナップの拡充により、当社サービスを利用する顧客企業数は堅調で、売上高もそれに伴い堅調に推移しております。販管費については、前述した WEB 広告による継続的な広告投資とあわせて広告投資の効率化に取り組んでいるほか、利益創出のため厳格な生産管理と各種費用の見直しを行なっております。

この結果、売上高 3,320,505 千円、セグメント利益（営業利益）664,606 千円となりました。

(その他事業)

その他事業は、人手不足による中小企業の採用難である状況を受けてリモート人材の紹介・派遣の需要が増加し、売上高は引き続き堅調に推移しております。販管費については、新規事業である海外事業において、立ち上げに伴う各種費用支出が発生しているほか、顧客獲得のための広告投資を積極的に行なっております。

この結果、売上高 858,879 千円、セグメント損失（営業損失）141,715 千円となりました。

セグメント別の売上高及び営業利益

(単位：千円)

| 事業                | 売上高       | 前期比増加率<br>(%) | セグメント利益<br>又は損失 (△) | 前期比増加率<br>(%) |
|-------------------|-----------|---------------|---------------------|---------------|
| WaaS 事業           | 3,320,505 | 25.1%         | 664,606             | 141.3%        |
| その他事業             | 858,879   | 25.4%         | △141,715            | —             |
| 合計                | 4,179,385 | 25.2%         | 522,891             | 76.6%         |
| 調整額<br>(注) 1      | —         | —             | △519,966            | —             |
| 損益計算書計上額<br>(注) 2 | 4,179,385 | 25.2%         | 2,925               | —             |

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△519,966 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の金額は 8,277 千円であり、その主な内容は、岩国支店のオフィス改装工事やパソコン等の購入となります。

3 資金調達の状況

該当事項はありません。

4 組織再編の状況  
該当事項はありません。

5 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                              | 2019年度<br>第6期 | 2020年度<br>第7期 | 2021年度<br>第8期 | 2022年度<br>第9期<br>(当事業年度) |
|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 売上高 (千円)                        | 1,480,672     | 2,235,478     | 3,338,001     | 4,179,385                |
| 当期純利益又は<br>純損失 (△) (千円)         | △262,575      | △336,677      | △145,053      | 29,214                   |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>純損失 (△) (円) | △202.15       | △243.66       | △95.48        | 18.75                    |
| 総資産 (千円)                        | 1,113,642     | 1,346,835     | 2,089,456     | 1,873,948                |
| 純資産 (千円)                        | 237,857       | 356,058       | 1,010,402     | 1,039,254                |

(注) 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2019年度第6期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益については、当該株式分割及び株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

## (3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点になります。

### 1 当社サービスの認知度向上、営業活動の強化

当社が提供するWaaS事業やその他事業は、中小企業の人手不足や、コロナ禍においてリモートワークの認知度が向上したことにより、需要と供給の両面で追い風の状況であります。今後も高い成長性を維持していくために、新規顧客の獲得、クロスセル・アップセルなどによるARPUの向上のほか、ユニットエコノミクスは700%超と高い水準にあり十分な投資余力がある状態であるため、売上と利益のバランスを見極めながら、積極的に営業展開・広告投資を実施し、売上拡大に取り組んでまいります。

### 2 適正な営業利益の確保

組織として統一した品質を提供するとともに、適正な営業利益を獲得する体制を整備していく方針であります。当社では、独自システムを活用したキャッシング業務の自動化により業務を効率化することでフロントの生産性を向上させるとともに、計数管理を高度化し、販管費の増加を最小限に抑えるコストコントロールの徹底を図ることで適正な営業利益の確保に努めてまいります。

### 3 情報管理の徹底

当社は、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社正社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者(DPO)として専門家の登用、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。当社は、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的に情報管理

の徹底に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社は、リモートワーカーを活用して顧客企業を直接的に支援する BPO を提供する「WaaS 事業」及びリモートワーカーの紹介・派遣を中心にリモートワーカーを活用して顧客企業を間接的に支援する「その他事業」を営んでおります。

#### (6) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

| 名称 | 所在地             |
|----|-----------------|
| 本社 | 宮崎県西都市          |
| 支店 | 宮崎県宮崎市          |
| 支店 | 山口県岩国市          |
| 支店 | Berlin, Germany |

#### (7) 従業員の状況

2023年8月31日現在

| 役職員数 (名)  | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|-----------|----------|------------|
| 357 (480) | 37.6     | 3.5        |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に臨時従業員は含まれておりません。  
2. 平均勤続年数は営業開始日から計算しております。  
3. 役職員数は正社員であり、臨時従業員数 (契約社員、派遣社員及びパートタイマー) は ( ) 内に期中平均人数を外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先

2023年8月31日現在

| 借入先          | 期末借入残高 (千円) |
|--------------|-------------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 100,000     |
| 株式会社三井住友銀行   | 30,000      |
| 計            | 130,000     |

#### (9) その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年8月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 6,231,840 株  
 (注) 1. 2023年3月6日開催の臨時株主総会決議により、株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は30,900,000株増加し、31,000,000株となっております。  
 2. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は24,768,160株減少し、6,231,840株となっております。
- 2 発行済株式の総数 1,557,960 株  
 (注) 1. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。  
 2. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。
- 3 株主数 21名  
 4 大株主（上位10名）

| 株主名                                | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|------------------------------------|---------|---------|
| インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合            | 371,600 | 23.85   |
| 株式会社ブルーマンデイ                        | 340,000 | 21.82   |
| WiL Fund II, L.P.                  | 190,000 | 12.20   |
| 大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合                | 158,120 | 10.15   |
| STRIVE III 投資事業有限責任組合              | 103,080 | 6.62    |
| 中川祥太                               | 60,000  | 3.85    |
| IF Growth Opportunity Fund I, L.P. | 56,320  | 3.61    |
| グリーンコインベスト投資事業有限責任組合               | 56,280  | 3.61    |
| SMBC ベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合        | 47,480  | 3.05    |
| 合同会社 Gunosy Capital                | 41,200  | 2.64    |

5 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                            |                            | 第8回新株予約権                                         | 第10回新株予約権                                        | 第11回新株予約権                                      |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                            | 2019年5月31日                                       | 2020年5月27日                                       | 2020年11月13日                                    |
| 新株予約権の数                    |                            | 850個                                             | 300個                                             | 30個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                            | 普通株式 34,000株<br>(新株予約権1個につき40株)                  | 普通株式 12,000株<br>(新株予約権1個につき40株)                  | 普通株式 1,200株<br>(新株予約権1個につき40株)                 |
| 新株予約権の払込金額                 |                            | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                            | 1株につき1,875円                                      | 1株につき1,925円                                      | 1株につき2,450円                                    |
| 権利行使期間                     |                            | 2021年6月1日から<br>2029年5月31日まで                      | 2022年5月28日から<br>2030年5月27日まで                     | 2022年11月28日から<br>2030年11月27日まで                 |
| 行使の条件                      |                            | (注) 1                                            | (注) 1                                            | (注) 1                                          |
| 役員<br>の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く)<br>(注) 2 | 新株予約権の数<br>850個<br>目的となる株式数<br>34,000株<br>保有者 2名 | 新株予約権の数<br>300個<br>目的となる株式数<br>12,000株<br>保有者 2名 | 新株予約権の数<br>30個<br>目的となる株式数<br>1,200株<br>保有者 1名 |
|                            | 社外取締役                      | —                                                | —                                                | —                                              |
|                            | 監査役                        | —                                                | —                                                | —                                              |

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
  - (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
  - (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
  - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
2. 第10回新株予約権における取締役としての保有者2名のうち1名は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

|                            |                   | 第 13 回新株予約権                                        | 第 15 回新株予約権                                       | 第 16 回新株予約権                                        |
|----------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                   | 2022年7月26日                                         | 2022年12月21日                                       | 2023年7月5日                                          |
| 新株予約権の数                    |                   | 235個                                               | 30個                                               | 200個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                   | 普通株式 9,400株<br>(新株予約権1個につき40株)                     | 普通株式 1,200株<br>(新株予約権1個につき40株)                    | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき40株)                     |
| 新株予約権の払込金額                 |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                            | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                           | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                   | 1株につき3,750円                                        | 1株につき3,750円                                       | 1株につき1,650円                                        |
| 権利行使期間                     |                   | 2024年7月27日から<br>2032年7月26日まで                       | 2024年12月27日から<br>2032年7月26日まで                     | 2025年7月6日から<br>2033年7月5日まで                         |
| 行使の条件                      |                   | (注) 1                                              | (注) 1                                             | (注) 1                                              |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>235個<br>目的となる株式数<br>9,400株<br>保有者<br>3名 | —                                                 | —                                                  |
|                            | 社外取締役             | —                                                  | 新株予約権の数<br>30個<br>目的となる株式数<br>1,200株<br>保有者<br>2名 | 新株予約権の数<br>200個<br>目的となる株式数<br>8,000株<br>保有者<br>1名 |
|                            | 監査役               | —                                                  | —                                                 | —                                                  |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

|                            | 第 15 回新株予約権                             | 第 16 回新株予約権                          |
|----------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 発行決議日                      | 2022 年 12 月 21 日                        | 2023 年 7 月 5 日                       |
| 新株予約権の数                    | 20 個                                    | 398 個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         | 普通株式 800 株<br>(新株予約権 1 個につき 40 株)       | 普通株式 15,920 株<br>(新株予約権 1 個につき 40 株) |
| 新株予約権の払込金額                 | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                 | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない              |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 | 1 株につき 3,750 円                          | 1 株につき 1,650 円                       |
| 権利行使期間                     | 2024 年 12 月 27 日から<br>2032 年 7 月 26 日まで | 2025 年 7 月 6 日から<br>2033 年 7 月 5 日まで |
| 行使の条件                      | (注) 1                                   | (注) 1                                |
| 区分及び交付者数<br>(注) 2          | 当社の使用人 1 名                              | 当社の使用人 71 名                          |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
  - (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
  - (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
  - (7) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
2. 第 16 回新株予約権の交付者 1 名の退職により当事業年度の末日における「区分及び交付者数」は当社の使用人 70 名となっております。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
|                            | 第 17 回新株予約権                          |
| 発行決議日                      | 2023 年 7 月 5 日                       |
| 新株予約権の数                    | 289 個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         | 普通株式 11,560 株<br>(新株予約権 1 個につき 40 株) |
| 新株予約権の払込金額                 | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない              |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 | 1 株につき 1,650 円                       |
| 権利行使期間                     | 2025 年 7 月 6 日から<br>2033 年 7 月 5 日まで |
| 行使の条件                      | (注) 1                                |
| 区分及び交付者数                   | 社外協力者 9 名                            |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。
- (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (7) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年8月31日現在)

| 地位及び担当       | 氏名                 | 他の法人等との重要な兼職の状況                                                                                                                                  |
|--------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>CEO | 中川 祥太              | 株式会社ブルーマンデイ 代表取締役<br>一般社団法人リモートワーカー協会 理事                                                                                                         |
| 取締役<br>CRO   | 石倉 秀明              | 一般社団法人リモートワーカー協会 理事                                                                                                                              |
| 取締役<br>COO   | 平塚 由布子<br>(森岡 由布子) | —                                                                                                                                                |
| 取締役<br>CSO   | 川村 尚弘              | —                                                                                                                                                |
| 取締役          | 濱田 優貴              | —                                                                                                                                                |
| 取締役          | 本田 浩之              | REVISIO 株式会社 取締役<br>株式会社エモーションテック 取締役                                                                                                            |
| 取締役          | 石倉 壱彦              | 石倉公認会計士事務所 代表社員<br>株式会社アカツキ 取締役<br>株式会社 Akatsuki Ventures 代表取締役<br>株式会社 WARC 取締役<br>株式会社 LIFE CREATE 取締役<br>Now Do 株式会社 監査役<br>SDF キャピタル株式会社 取締役 |
| 常勤監査役        | 高本 龍拓              | 合同会社 TBM 総研 代表社員                                                                                                                                 |
| 監査役          | 菊地 加奈子             | 株式会社フェアリーランド 代表取締役<br>社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表社員<br>一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構<br>代表理事                                                              |
| 監査役          | 佐藤 未央              | 株式会社イーゲル 取締役<br>A. 佐川法律事務所 パートナー<br>KIYO ラーニング株式会社 監査役<br>アイエックス・ナレッジ株式会社 取締役                                                                    |

- (注) 1. 取締役濱田優貴氏、本田浩之氏及び石倉壱彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役菊地加奈子氏及び佐藤未央氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役石倉壱彦氏は公認会計士資格を有しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役高本龍拓氏は投資会社のベンチャーキャピタリストとして培われた金融や財務会計に関する相当程度の知見、企業経営者として経営全般に対する専門的な知識を有するものであります。  
 5. 監査役菊地加奈子氏は社会保険労務士資格を有しており、労務に関する相当程

度の知見を有するものであります。

6. 監査役佐藤未央氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役全員のいずれかが責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### 1 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021 年 11 月 26 日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定に関する方針を決議しており、概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役の中川祥太であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決議された報酬マトリクスに基づいた報酬案を取締役会へ上程する権限を有しております。報酬案が上程された後、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断し、合議の上決定しております。

監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役会にて決議された報酬マトリクスに基づき、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を協議し決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであり、業績連動報酬制度及び退職慰労金制度は採用しておりません。

## 2 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 員数          | 報酬等の額<br>(千円)      |
|------------------|-------------|--------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(3名)  | 65,458<br>(6,910)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 15,123<br>(5,598)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 11名<br>(6名) | 80,581<br>(12,508) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第8期の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役3名)であります。
2. 監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役2名)であります。
3. 取締役会は、代表取締役中川祥太に対し、各取締役の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
4. 上記員数、及び報酬等の額については、当事業年度期間中における石倉壱彦氏の取締役、監査役としての地位、及び各在任期間中の報酬を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 1 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

#### 2 当事業年度における主な活動状況

| 役職名 | 氏名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 濱田 優貴  | 当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会において、インターネットビジネス全般に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。                                                |
| 取締役 | 本田 浩之  | 当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち、当該対象者が取締役就任後において開催された 14 回のすべての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。                            |
| 取締役 | 石倉 壱彦  | 当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち、監査役として 3 回、また当該対象者が取締役就任後において開催された 14 回のすべての取締役会に出席いたしました。また、監査役会は退任までに開催された 3 回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 |
| 監査役 | 菊地 加奈子 | 当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 15 回に、また、監査役会 14 回のうち、そのすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に社会保険労務士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。                                                                                           |
| 監査役 | 佐藤 未央  | 当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち、当該対象者が監査役就任後において開催された 14 回のすべての取締役会に出席いたしました。また、監査役会は 14 回の開催のうち、当該対象者が監査役就任後に開催された 10 回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。                              |

## 5. 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

| 監査証明業務に<br>基づく報酬 | 非監査業務に<br>基づく報酬 | 合計     |
|------------------|-----------------|--------|
| 25,200           | —               | 25,200 |

### 3 監査報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、前期の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

### 4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけ、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております（最終改定日：2021年4月1日）。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 取締役及び従業員は、「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
  - (ロ) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行の意思決定をする。
  - (ハ) 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議につき「役員規程」に従い職務を執行する。
- (ニ) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (ホ) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
  - (ヘ) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
  - (ト) 使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
  - (チ) 「内部通報規程」を制定しており、問題の早期発見に努める。
  - (リ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - (ヌ) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
  - (ロ) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
  - (ハ) 個人情報については、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重に管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 代表取締役の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
  - (ロ) 各担当部門は、「リスクマネジメント・コンプライアンス管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - (ハ) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策

- を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (ニ) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
  - (ホ) 監査役及び内部監査室は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
  - (ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
  - (ハ) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
  - (ニ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。
- e 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
  - (ロ) 内部監査室は、当社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - (ハ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - (ニ) 取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
  - (ホ) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- h 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- i 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

- (ロ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (ハ) 取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (ニ) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

j 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

k その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (ロ) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (ハ) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

l 反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力対応規程」、「反社チェックマニュアル」に基づき行動する。

m 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の1つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1 コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する課題及び対応策につきましては、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を通じて、情報を共有し、対応策を立案・実施をしております。また、全社員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の拡充・実践を図っております。内部通報窓口は、外部弁護士への通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。

なお、当事業年度は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催しました。

### 2 リスク管理体制

当社は、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三者の査察を受けて ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を引き続き取得しております。

### 3 効率的な職務執行体制

当社は、取締役会規程に基づき、当事業年度は取締役会を原則月1回開催しており、当事業年度は18回開催しました。重要事項の決議、中期経営計画の進捗状況のフォロー、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

### 4 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を月1回開催しており、当事業年度は14回開催しました。また、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について監査実施のほか、内部監査室との意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

## 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

## 貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,821,737</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>830,877</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,516,250        | 買掛金                  | 37,899           |
| 売掛金                    | 256,582          | 短期借入金                | 30,000           |
| 契約資産                   | 327              | 1年内返済予定の長期借入金        | 100,000          |
| 前払金                    | 1,996            | 未払金                  | 42,224           |
| 前払費用                   | 43,238           | 未払費用                 | 324,610          |
| その他                    | 6,162            | 未払法人税等               | 3,704            |
| 貸倒引当金                  | △2,821           | 未払消費税等               | 119,712          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>52,210</b>    | 契約負債                 | 144,032          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>11,442</b>    | 預り金                  | 28,693           |
| 建物                     | 2,955            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,816</b>     |
| 建物附属設備                 | 6,461            | 退職給付引当金              | 125              |
| 工具、器具及び備品              | 2,025            | 資産除去債務               | 3,690            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,854</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>834,694</b>   |
| のれん                    | 2,854            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>37,913</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,039,254</b> |
| 繰延税金資産                 | 34,657           | <b>資 本 金</b>         | <b>49,900</b>    |
| その他                    | 3,613            | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>1,440,249</b> |
| 貸倒引当金                  | △356             | 資本準備金                | 1,418,815        |
|                        |                  | その他資本剰余金             | 21,434           |
|                        |                  | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△450,895</b>  |
|                        |                  | その他利益剰余金             | △450,895         |
|                        |                  | 繰越利益剰余金              | △450,895         |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,039,254</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,873,948</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,873,948</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

〔 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 4,179,385 |
| 売上原価         |         | 2,560,821 |
| 売上総利益        |         | 1,618,564 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,615,639 |
| 営業利益         |         | 2,925     |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 15      |           |
| 補助金収入        | 20,414  |           |
| 為替差益         | 8,153   |           |
| 雑収入          | 3,749   | 32,332    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 1,455   |           |
| 社債利息         | 5,235   |           |
| 上場関連費用       | 4,538   |           |
| その他          | 5,551   | 16,780    |
| 経常利益         |         | 18,476    |
| 特別利益         |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 362     | 362       |
| 税引前当期純利益     |         | 18,838    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,704   |           |
| 法人税等調整額      | △14,079 | △10,375   |
| 当期純利益        |         | 29,214    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで 〕

(単位：千円)

|                     | 株主資本   |           |          |           |                     |          |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|--------|-----------|----------|-----------|---------------------|----------|-----------|-------|-----------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金               |          | 株主資本合計    |       |           |
|                     |        | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |           |       |           |
| 当期首残高               | 49,900 | 1,418,815 | 21,434   | 1,440,249 | △480,109            | △480,109 | 1,010,039 | 362   | 1,010,402 |
| 当期変動額               |        |           |          |           |                     |          |           |       |           |
| 当期純利益               |        |           |          |           | 29,214              | 29,214   | 29,214    |       | 29,214    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |           |          |           |                     |          |           | △362  | △362      |
| 当期変動額合計             | -      | -         | -        | -         | 29,214              | 29,214   | 29,214    | △362  | 28,851    |
| 当期末残高               | 49,900 | 1,418,815 | 21,434   | 1,440,249 | △450,895            | △450,895 | 1,039,254 | -     | 1,039,254 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

#### ・CASTER BIZシリーズ

「CASTER BIZシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」に依頼できるサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的または反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### ・在宅派遣

「在宅派遣」は、求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。

人材サービスは顧客との契約期間にわたる日常的または反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

### 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却をしております。

(会計上の見積りに関する注記)

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産34,657千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

##### ② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、顧客獲得コスト(CAC)、受注数及び解約率であります。

##### ③ 翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

主要な仮定である顧客獲得コスト(CAC)、受注数及び解約率は、会社を取り巻く事業環境に影響を受けることから見積りの不確実性が高く、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与え、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,401千円

#### 2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金(定期預金) 30,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 30,000千円

3. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 90,000千円

借入実行残高 30,000

---

差引額 60,000

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,557,960株

2. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、社債発行)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営企画室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|------------------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金             | 1,516,250        | 1,516,250 | —      |
| (2) 売掛金                | 256,582          | 256,582   | —      |
| 資産計                    | 1,772,833        | 1,772,833 | —      |
| (1) 買掛金                | 37,899           | 37,899    | —      |
| (2) 短期借入金              | 30,000           | 30,000    | —      |
| (3) 未払金                | 42,224           | 42,224    | —      |
| (4) 未払費用               | 324,610          | 324,610   | —      |
| (5) 長期借入金(1年以内返済予定を含む) | 100,000          | 99,967    | △32    |
| 負債計                    | 534,734          | 534,701   | △32    |

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内(千円)  | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超(千円) |
|--------|-----------|-----------------|------------------|----------|
| 現金及び預金 | 1,516,250 | —               | —                | —        |
| 売掛金    | 256,582   | —               | —                | —        |
| 合計     | 1,772,833 | —               | —                | —        |

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 短期借入金 | 30,000       | —                   | —                   | —                   | —                   | —       |
| 長期借入金 | 100,000      | —                   | —                   | —                   | —                   | —       |
| 合計    | 130,000      | —                   | —                   | —                   | —                   | —       |

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 当事業年度(2023年8月31日)

| 区分                 | 時価(千円) |           |      |           |
|--------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                    | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 現金及び預金             | —      | 1,516,250 | —    | 1,516,250 |
| 売掛金                | —      | 256,582   | —    | 256,582   |
| 資産計                | —      | 1,772,833 | —    | 1,772,833 |
| 買掛金                | —      | 37,899    | —    | 37,899    |
| 短期借入金              | —      | 30,000    | —    | 30,000    |
| 未払金                | —      | 42,224    | —    | 42,224    |
| 未払費用               | —      | 324,610   | —    | 324,610   |
| 長期借入金(1年以内償還予定を含む) | —      | 99,967    | —    | 99,967    |
| 負債計                | —      | 534,701   | —    | 534,701   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

預金はすべて短期性のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、時価の算定を当該帳簿価額によっており、その時価はレベル2に分類しております。

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 税務上の繰越欠損金             | 520,808千円 |
| 減価償却超過額               | 29,099    |
| その他                   | 14,716    |
| 繰延税金資産小計              | 564,624   |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △504,786  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △23,350   |
| 評価性引当額小計              | △528,137  |
| 繰延税金資産合計              | 36,487    |
| 繰延税金負債                |           |
| 負債調整勘定                | △733      |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △1,097    |
| 繰延税金負債合計              | △1,830    |
| 繰延税金資産の純額             | 34,657    |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

(単位：千円)

|               |           |
|---------------|-----------|
| WaaS事業        |           |
| WaaS          | 3,320,505 |
| 計             | 3,320,505 |
| その他事業         |           |
| 在宅派遣          | 784,261   |
| その他           | 74,618    |
| 計             | 858,879   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,179,385 |
| 外部顧客への売上高     | 4,179,385 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 期首残高    | 期末残高    |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 229,592 | 256,582 |
| 契約負債          | 176,448 | 144,032 |

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、当事業年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 667.06円 |
| 1株当たり当期純利益 | 18.75円  |

当社は2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしております。また、2023年7月5日で普通株式5株を1株に併合しております。当事業年度の期首に当該株式分割および株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

#### 1. 一般募集による新株式の発行

当社は、2023年10月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年8月30日及び2023年9月14日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年10月3日に払込が完了しております。

新株式発行の概要は以下のとおりであります。

|                |                                                                                                                                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 募集方法         | : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)                                                                                                                                                              |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式350,000株                                                                                                                                                                         |
| ③ 発行価格         | : 1株につき760円                                                                                                                                                                            |
| ④ 引受価額         | : 1株につき699.20円                                                                                                                                                                         |
| ⑤ 資本組入額        | : 1株につき349.60円                                                                                                                                                                         |
| ⑥ 発行価格の総額      | : 266,000千円                                                                                                                                                                            |
| ⑦ 引受金額の総額      | : 244,720千円                                                                                                                                                                            |
| ⑧ 資本組入額の総額     | : 122,360千円                                                                                                                                                                            |
| ⑨ 払込期日         | : 2023年10月3日                                                                                                                                                                           |
| ⑩ 資金の使途        | : インターネット広告等による新規顧客獲得及び既存顧客の維持のための広告宣伝費及び販売促進費に充当する予定であります。なお、上記使途以外の残額は、将来における当社の成長に寄与する支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融資産等で運用していく方針であります。 |

#### 2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年10月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年8月30日及び2023年9月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| ① 募集方法         | : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)        |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式52,500株                      |
| ③ 割当価格         | : 1株につき699.20円                     |
| ④ 資本組入額        | : 1株につき349.60円                     |
| ⑤ 割当価格の総額      | : 36,708千円                         |
| ⑥ 資本組入額の総額     | : 18,354千円                         |
| ⑦ 払込期日         | : 2023年11月7日                       |
| ⑧ 割当先          | : 大和証券株式会社                         |
| ⑨ 資金の使途        | : 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。 |

# 独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社 キャスター  
取締役会 御中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャスターの2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2 . 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月31日

株式会社キャスター監査役会

監査役（常勤） 高本龍拓

監査役（社外監査役） 菊地加奈子

監査役（社外監査役） 佐藤未央